

資料編

- 1 資料1 総合計画の策定経過
- 2 資料2 磐田市総合計画審議会条例
- 3 資料3 磐田市総合計画審議委員名簿
- 4 用語解説

1 資料 1 総合計画の策定経過

	日程	主な内容等
第1回 総合計画審議会	平成23年5月25日(水)	・委嘱状公布 ・会長、副会長の選出 ・諮問 (報告) ・後期基本計画策定方針について
第2回 総合計画審議会	平成23年6月29日(水)	(報告) ・財政状況について ・市民意識調査等について ・前期基本計画の評価・検証について
第3回 総合計画審議会	平成23年10月18日(火)	総合計画後期基本計画案について
第4回 総合計画審議会	平成23年11月8日(火)	・総合計画後期基本計画案の審議 (1章から2章まで)
第5回 総合計画審議会	平成23年11月28日(月)	・総合計画後期基本計画案の審議 (3章から4章まで)
基本計画素案 パブリックコメント	平成23年11月28日(月)～ 平成23年12月19日(月)	
第6回 総合計画審議会	平成23年12月15日(木)	・総合計画後期基本計画案の審議 (5章から6章まで)
第7回 総合計画審議会	平成24年1月12日(木)	・総合計画後期基本計画案の審議 (7章および全体)
第8回 総合計画審議会	平成24年1月19日(木)	・総合計画後期基本計画案の審議 (全体総括および答申案)
基本計画答申	平成24年1月30日(月)	
基本計画最終案 パブリックコメント	平成24年3月12日(月)～ 平成24年3月23日(金)	

2 資料2 磐田市総合計画審議会条例

○磐田市総合計画審議会条例

平成17年7月1日
条例第256号

(設置)

第1条 磐田市は、総合計画を策定するため、磐田市総合計画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、総合計画の策定に関する必要な事項について調査し、及び審議する。

(組織)

第3条 審議会は、委員30人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 関係行政機関の職員
- (3) 市民の代表者

3 委員の任期は、当該諮問に係る答申が終了するまでとする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第4条 審議会に、会長及び副会長各1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。ただし、委員の委嘱後最初に開かれる会議は、市長が招集する。

2 審議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。

3 審議会の会議は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第6条 会長は、会議の運営上必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その説明又は意見を聴くことができる。

(部会)

第7条 会長が必要と認めるときは、審議会に部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長及び副部会長各1人を置き、会長が指名する。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、企画部において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

3 資料3 磐田市総合計画審議委員名簿

磐田市総合計画審議会名簿

(50音順 敬称略)

No.	氏名	所属等	備考
1	青島邦信	磐田青年会議所監事	
2	青島美子	磐田市教育委員会委員	
3	石田昌宏	磐田国際交流協会副会長	
4	伊藤卓治	磐田商工会議所会頭	副会長
5	落合三喜子	磐田市ボランティア連絡協議会前会長	
6	金川幸司	静岡県立大学経営情報学部教授	会長
7	河合晴夫	磐田市社会福祉協議会理事	
8	杉田友司	磐田市自治会連合会会長	
9	鈴木彰二	公募	
10	高田和芳	公募	
11	鳥居 勤	磐田地区労働者福祉協議会会長	
12	丹羽由一	静岡産業大学経営学部教授	
13	久永公子	磐田市次世代育成支援推進会議委員	
14	本間幸子	磐田市民生委員児童委員協議会理事	
15	増田久幸	静岡県西部地域支援局局長	
16	宮崎 剛	遠州中央農業協同組合常務	

4 用語解説

あ 行

用語	解説
アース・キッズ事業	子どもたちがリーダーとなって、家庭で地球温暖化防止に取り組む実践型教育プログラムのこと。小学校高学年が対象で、総合的な学習の時間などの授業内容との連携を図りながら、各小学校と静岡県地球温暖化防止活動推進センター、静岡県、各市町が連携・協力して実施する。子どもたちにセンターが作成したチャレンジ冊子を活用しながら、2週間家庭でエネルギー消費量チェックの取組みをしてもらい、省エネルギーの意識啓発を図る事業。
愛玩動物	ペット（一般的には愛玩を目的として飼育される動物）のこと。
移動市長室	市長室を一日各支所におき、市長自らが支所に出向き、会議や打合せ、団体との懇談などの執務を支所で行うもの。
一般財源	その用途が特定されずどのような経費にも使用できる財源をいい、地方税、地方譲与税、地方交付税などのこと。なお、一般財源のうち、毎年度連続して経常的に収入があるものを経常一般財源という。
一般廃棄物総排出量	家庭から出る1年間のごみ（資源ごみを含む）の総排出量
磐田市桶ヶ谷沼ビジターセンター	桶ヶ谷沼の自然環境を保全するとともに、自然環境や自然を利用した体験学習活動を行い、自然保護意識の啓発を図ることを目的に設置。桶ヶ谷沼での保全活動・調査研究・教育研修活動・情報発信の拠点として利用されている。場所は、磐田市岩井。
磐田市学習交流センター	市民の憩い、ふれあい、学びの場として、天平のまち3階に設置。平成24年5月開設予定。学習室、くつろぎ・憩いコーナー、ふれあい交流コーナーを備える。
磐田市協働のまちづくり推進条例	協働のまちづくりの推進に関する基本理念及び基本となる事項を定め、市民、市民活動団体、事業者及び市の役割並びに相互の関係を明らかにして協働のまちづくりの推進を図り、もってよりよい地域社会の実現に寄与することを目的に平成21年に制定（平成21年磐田市条例第2号）。
磐田市クリーンセンター	磐田市の家庭及び事業所から出る一般廃棄物を焼却する施設。平成23年度に新設。場所は、磐田市刑部島。
磐田市コミュニケーションセンター	磐田市内の旬な観光及び地場産業に関する情報が集まる情報発信拠点として、ららぽーと磐田の1階に平成21年開設。観光情報コーナー、産業展示コーナー、イベントステージを備える。平成24年6月25日より名称を「磐田市情報館」に変更予定。
磐田市災害に強い地域づくり条例	市民の防災意識の向上を目的に平成23年に制定（平成23年磐田市条例第30号）。市民の自助意識を定めた理念条例の制定は静岡県内では初めて。
磐田市市民活動センター	磐田市市民活動センターは、NPOをはじめとするボランティア団体や市民活動団体などの自主的で営利を目的としない社会貢献活動を支援するために、平成23年1月に設置。場所は、磐田市豊田支所1階。
磐田市少年補導センター	青少年の非行を未然に防止するため、市が、関係機関、団体及び地域の人々と連携し、青少年についての相談、指導活動、環境浄化の諸活動を行い、青少年の健全育成を図ることを目的に設置。
磐田市多文化交流センター	市内の在住外国人の自立支援及び市民との交流を図るため、平成18年、市内の東新町に設置。子育て中の親子が集う場・市民の交流の場の提供、生活・育児などに関する相談・情報提供、子どもたちの学習支援などの活動を行っている。
磐田市男女共同参画センター	男女共同参画社会を実現するため、具体的な事業を展開する活動拠点として、平成19年に設置。場所は、磐田市豊田支所1階。講演会やセミナーの開催、相談や市民活動のネットワーク支援を行っている。
磐田市防犯まちづくり条例	防犯まちづくりに関し基本理念を定め、市民、自治会、事業者、関係機関、学校など及び市の役割を明らかにすることにより、安全で安心な地域社会を実現することを目的に平成23年に制定（平成23年磐田市条例第3号）。
磐田市歴史文書館	公文書などの散逸防止を目的として、旧市町村役場文書のほかに、古文書・日記・写真・出版物などの地域の記録も保存し公開する施設として、平成20年に設置。場所は、磐田市竜洋支所。
磐田ブランド	磐田市特有の商品やサービスを、磐田の自慢として情報発信することで、磐田市の知名度向上と産業振興及び地域活性化を目的として認定している。

用語	解説
いわたホットライン	携帯電話やパソコンなどのメール機能を利用して、市民にさまざまな情報を配信するメール配信サービス。内容は、防犯や子育て、イベントなど、利用者が希望する項目を選択、登録することで、リアルタイムに情報を受け取れる。登録は無料。配信の登録や変更、削除、メール受信などにかかる通信料やパケット通信費は利用者の負担となる。
磐田まぢめぐりクーポン	加盟する飲食店や観光施設などは70店舗以上。クーポンは全店共通で、お店ごとのお得なサービスや割引が受けられる。クーポンは携帯電話で簡単に手に入れることができ、会員登録もなく無料で使える。加盟店は、Quuuupon(くーぼんっ!)いわたCITYのウェブサイトや磐田市コミュニケーションセンター内にある大型モニターで確認が可能。ホームページアドレスは、 http://iwata.quuuupon.com
磐田まぢめぐりゼミナール事業	店の存在・特徴を知っていただくと共に、店(店主やスタッフ)と消費者とのコミュニケーションにより信頼関係を築くことを目的に、個人商店を会場に、店主が講師となり、プロならではの専門的な知識や情報、コツを無料で受講者(消費者)に伝える少人数制の講座を開講する事業。
雨水貯留施設	雨水を一時的に貯めて、河川への雨水流出量を抑制する施設のこと。公園や駐車場などの地表面に貯留するタイプと、建物の地下に貯留するタイプがある。貯留した雨水をポンプで汲み上げて散水などの雑用水として利用することもできる。
エコアクション21	環境省が推奨している地方公共団体や中小企業などを主な対象とした環境経営システムの一手法のこと。省エネルギー、廃棄物の削減、リサイクル及び節水の取組みを行う。
NPO	Non Profit Organizationの略。ボランティア団体や市民活動団体など、営利を目的とせず公益のために活動する「民間非営利組織」を広く指す。

か行

用語	解説
海岸浸食	打ち寄せる波の力によって、海岸が少しずつ削られていくこと。砂浜海岸の海岸線の位置は、ある期間において海岸に供給される土砂量(土砂供給量)と海岸から流出する土砂量(土砂流出量)とのバランスによって決定される。このため、土砂供給量>土砂流出量ならば海岸線は沖合側に前進し、土砂供給量<土砂流出量ならば、海岸線は内陸側に後退して海岸浸食が起こる。土砂供給源の主体は河川の運搬によるものであるため、河川流域の変化が海岸線の位置に影響を及ぼすことが予想される。
介護予防事業	要支援・要介護状態になることを防止するため、65歳以上の高齢者を対象に、要介護状態の原因となる病気の予防と生きがいを持って生活をできるように支援する事業。
外部委託	市が行っている業務や機能の一部または全部を、それを得意とする企業などに委託すること。
合併処理浄化槽	し尿と風呂や台所排水などの生活雑排水を併せて処理する浄化槽。公共下水道・農業集落排水区域以外の汚水処理を担うことになる。
環境基本計画	市が目指すべき環境像を設定するとともに、それを実現するための具体的な施策や市・市民・事業者などの取組み、地域の環境や開発事業に対する環境配慮の方針を示す計画。
環境美化の日	磐田市環境美化条例(平成17年磐田市条例第163号)第7条の規定に基づき毎年6月の第1日曜日を環境美化の日としている。
観光交流客数	観光交流客数とは、静岡県内の各地域を訪れた人の延べ人数とし、①宿泊客数及び②観光レクリエーション客数を合計したものである。①宿泊客数(旅館・ホテル・民宿などに宿泊した客数(延べ泊数)を集計)②観光レクリエーション客数(観光施設(地点)、スポーツレクリエーション施設、行祭事及びイベントなどへの入場者・参加者などを市町村が集計。年間1千人以上のものが対象)静岡県が実施する観光交流客数調査の結果。調査は、毎年度実施されるが結果の公表は翌年度の秋頃。
感染症	インフルエンザや結核、エイズなどウィルスや細菌などの微生物(病原体)が体内に侵入し、増殖することで引き起こされる疾患のこと。
救急救命士	病院への搬送途上で、傷病者に対し救急車などにて救急救命処置を施し、速やかに病院へ搬送することを目的に配備される。国家資格。
急性期医療	急に症状を発して病気の進み方が速い疾病に対して、医師、看護師の人員や、医療機器を集中して運用することで、症状が不安定な患者を短期間に回復させること。
救命率	心肺停止状態の患者に対し、救急隊や医療機関などの救命処置により心拍が再開し、一週間以上生存した患者の割合。

用語	解説
共助	地域連携による防災活動のことをいう。一人ひとりが隣人などと協力して地域を守る活動、また、自治組織や民間組織が、市民や近隣組織と連携して地域の安全を守る活動も共助に含む。
居住系サービス	入浴、排泄、食事の介護など日常生活上の世話や、機能訓練及び療養上の世話を受けることができる、グループホームやケアハウスなどにおけるサービスのこと。
居宅サービス	介護保険サービスのうち、自宅で利用できるサービス。訪問サービス（介護、入浴、看護、リハビリテーション）や日帰りで施設に通い受けるサービス（介護、リハビリテーション）、短期間の施設への宿泊などがある。
久保川治水プロジェクト	二之宮地区の浸水被害の解消を図るため、今之浦第4ポンプ場・谷田川ポンプ場・西御殿川ポンプ場及び雨水幹線管渠新設などの治水関連施設の整備工事を行う事業。
景観計画	景観計画は、景観法に基づき、景観行政団体が定めることができる良好な景観の形成に関する計画。
景観法	都市、農山漁村などにおける良好な景観の形成を図るため、良好な景観の形成に関する基本理念及び国、地方公共団体、事業者、住民の責務を定めるとともに、景観計画の策定、景観計画区域、景観地区などにおける良好な景観の形成のための規制、景観整備機構による支援などを定めた、景観についての総合的な法律。
経常経費	歳出予算のうち、1年間に自治体（市）が新たな施策を行なわないでも、支出をしなければならない経費のこと。経常的な経費として支出する人件費や償還金（借金返済）、施設の維持費や管理費などの経費のこと。
軽トラ市	軽トラックを店舗に見立て、野菜や果物などの農作物や加工品などを販売する市場。本市では、「みんなで軽トラ市 いわた☆駅前楽市実行委員会」が磐田駅前ジュビロードで定期的に開催している。
建築協定	土地の所有者や借地権者が、一定の区域を定めて建築物の敷地、位置、構造、用途、形態、意匠または建築設備に関する基準について締結する協定。住宅地としての環境はもちろんのこと、商店街としての利便を高度に維持増進することを目的とし、協定区域の所有者全員の同意と特定行政庁の認可が必要となる。
広域行政	市町村の行政区域を越えて、より広い区域を単位とする地方行政。行政区域を越えて拡大する社会活動や経済活動に対応しようとするもの。
公共下水道	主として市街地における下水を排除し、または処理するために市が整備・管理する管路施設、汚水処理施設及びポンプ施設などの全体を指す。
公共用水域	河川、湖沼などの公共の用に供される水域をいい、水質汚濁防止法では、河川、湖沼、港湾、沿岸海域その他公共の用に供される水域及びこれに接続する公共溝渠、かんがい水路その他公共の用に供される水路とされている。
耕作放棄地	農林水産省の統計調査の区分で、調査日以前1年以上作付けせず、今後数年の間に再び耕作するはつきりした意思のない土地。
公助	警察、消防、市町村、都道府県などの行政機関、電気・ガス・水道など人の生活の基盤となるサービスを提供する公益企業が、災害支援活動を実施すること。
交通安全施設	交通の安全と円滑、交通安全防止などを旨として整備するもの。都道府県警察が整備するもの（交通信号機、交通情報板、道路標識、道路標示など）と道路管理者が整備するもの（道路照明灯、ガードレール、カーブミラー、道路案内板など）がある。
交通結節点	複数の交通手段を相互に連絡する乗り換え・乗り継ぎ施設のこと。鉄道駅、バスターミナル、駅前広場や自由通路、階段や歩道など。
小売業	生産者（メーカー）や卸売業者から買った（仕入れた）商品を、最終消費者に売る業種のこと。消費者への物販小売のほか、いわゆる「外食産業」も含む。
国土利用計画	磐田市の「土地の利用」に関する最も基本的な計画。国土利用計画は、全国計画、都道府県計画、市町村計画から構成される。市町村計画は、全国計画、都道府県計画に比べ、地域への密着性が強いいため、実行ある国土利用を図る上で特に重要な役割を担っている。また、住民の意向を反映させるための措置（パブリックコメントなど）を講じ、市議会の議決を経て定められるもの。
子育て支援センター	子育てで家庭の支援活動を担当する職員を配置し、子育て不安に対する相談・指導や子育てサークルへの支援など、地域の子育て家庭に対する育児支援を行っている。

さ 行

用語	解説
災害拠点病院	地震・津波・台風などの災害発生時に災害医療を行う医療機関を支援する病院のことである。各都道府県の二次医療圏ごとに原則1カ所以上整備される。 二次医療圏とは、入院ベッドが地域ごとにどれだけ必要かを考慮して、手術や救急などの一般的な医療を地域で完結することを目指し、決められる医療の地域圏。厚生労働省が、医療法にもとづいて、地理的なつながりや交通事情などを考慮して、一定のエリアごとに定める。複数の市町村を一つの単位とし、都道府県内を3～20程度に分けている。一般的に一次医療圏は市町村、三次医療圏は都道府県全域を指す。
災害時の応援協定	災害発生時における各種応急復旧活動に関する人的・物的支援について、地方公共団体と民間事業者や関係機関との間で、または地方公共団体間で締結される協定。
災害時要援護者	必要な情報を迅速かつ的確に把握し、災害から自らを守るために安全な場所に避難するなどの災害時の一連の行動をとるのに支援を要する人々。一般的には、高齢者・障害者・乳幼児・妊産婦・傷病者・日本語が理解できない外国人など。
再開発住宅	土地区画整理事業などの公共事業の施行に伴い、当該事業の施行区域内に居住している借家（借間）並びに当該事業の施行により住居・店舗を移転新築する間の仮住居・仮店舗に対応するため市が建設したものの。
再生可能エネルギー	「絶えず資源が補充されて枯渇することのないエネルギー」、「利用する以上の速度で自然に再生するエネルギー」のこと。例としては、太陽光、太陽熱、水力、風力、地熱、波力、温度差、バイオマスなどが挙げられる。
財団法人磐田市勤労者福祉サービスセンター	磐田市に所在する中小企業勤労者などの福祉向上を図るとともに、中小企業の振興及び地域社会の活性化に寄与することを目的として設立された財団法人。
財団法人静岡県グリーンバンク	環境緑化の重要性に対する社会の理解と認識を高めるとともに、自発的な緑化実践活動への県民意識の喚起を図り、もって緑あふれる生活環境の創造に寄与することを目的に設立された財団法人。苗木・種子定期配布などを行っている。
査察	消防法（昭和23年法律第186号）に基づき、防火対象物の関係者に火災発生危険及びこれに伴う人命危険を予防させることを目的として行う立入検査や改善指導のこと。
砂防	大雨や地震などが原因となって、山やがけが崩れたり（地すべり・がけ崩れ）、水と混じり合った土や石（土石流）が川から流れ出たりすることによって私たちの命や財産などが脅かされる自然災害の防止対策の手法のひとつ。
三次救急医療機関	救急救命センターなどを設け、二次救急まででは対応できない重篤な疾患や多発外傷に対応する救急医療機関のこと。
市営住宅	公営住宅法（昭和26年法律第193号）に基づき、市が建設または借上げを行い、住宅に困窮する低所得者へ低廉な家賃で賃貸する住宅のこと。
市街化区域	都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく都市計画区域のうち、市街地として積極的に開発・整備する地域。
市街化調整区域	都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく都市計画区域のうち、市街化を抑制すべき区域。
事業継続計画（BCP）	事業所が、自然災害・大火災・テロ攻撃などの緊急事態に遭遇した場合において、事業資産の損害を最小限にとどめつつ、中核となる事業の継続あるいは早期復旧を可能とするために、平常時に行うべき活動や緊急時における事業継続のための方法、手段などを取り決めておく計画のこと。
事業仕分け	担当課による自己点検と庁内プロジェクトチームによる内部点検により、「必要性、実施主体」などの視点から事務事業のあり方を見直す方法。
自主事業	市からの補助金により、磐田文化振興会が主催して行う文化芸術鑑賞・体験事業のこと。
自助	「自らの身の安全は自ら守る」といった考え方にに基づき、市民一人ひとりが自分の命や生活を守るための活動をいう。この自助の中には、個人のみではなく、各組織が自分の組織を守るための活動も含む。
静岡県後期高齢者医療広域連合	後期高齢者医療制度に関して、被保険者の資格の管理・医療給付・保険料の賦課・保健事業などに関する事務を共同で処理する広域連合。構成団体は、静岡県内の全市町。
静岡県地方税滞納整理機構	地方税に係る滞納事案のうち、構成団体から広域連合が引き受けた事案に係る滞納処分や軽自動車税及び自動車取得税に係る申告書または報告書の受付、審査、保管などを共同で処理する広域連合。構成団体は、静岡県及び静岡県内の全市町。

用語	解説
市政モニター制度	市民からモニターを募り、定期的に市政に対する意見や要望の提出及びアンケート調査を実施し、その結果を施策に活かす制度のこと。本市においては、平成23年度より実施。
史跡	遠江国分寺、京見塚古墳、土器塚古墳、阿多古山一里塚、御厨古墳群、新豊院山古墳群、長者屋敷遺跡、米塚古墳、銚子塚古墳、堂山古墳3号墳、旧見付学校の計11箇所
指定管理者制度	サービスの向上及び行政コストの縮減を目的に、NPOや株式会社などの民間事業者により、公の施設の管理運営を担わせる制度。本市においては、72施設に導入済み（平成24年1月1日現在）
市民農園	農業者以外の者がレクリエーションや生きがいを目的に、野菜などを栽培する小面積に区分された農地。
社会体育施設	ここでは、プール、陸上競技場、体育館、運動場、球技場、柔・剣道場、弓道場、相撲場、総合施設などで、学校体育施設以外のものを指す。
社会福祉協議会	地域福祉と民間福祉事業やボランティア活動の推進・支援を目的として設置されている社会福祉法人。民間団体ではあるが、社会福祉法によって規定され、国・県・市町村単位で組織されている。
住宅系土地利用事業	土地利用の誘導により、住環境整備が行われ、区画の整った優良宅地造成が進み、住生活の向上が図られると考えられる事業。
循環型社会	廃棄物の発生を抑え（リデュース）、使用済製品がリユース・リサイクル・熱回収などにより適正かつ循環的に利用され、その他については適正処分によって、天然資源の消費を抑え、環境負荷をできる限り少なくする社会。
受水点	遠州広域水道用供水供給事業から水道水を受水している地点のこと。
小中一貫教育	初等教育（一般の小学校で行なわれている教育）と前期中等教育（一般の中学校で行なわれている教育）の課程を調整し、一貫性を持たせた体系的な教育方式のこと。本市では、地域全体で子どもの教育をサポートするという基本理念のもと、各中学校区の特色を生かした共通のビジョン・目標・カリキュラムを設定して行うこととし、平成24年度より試行校を指定し、実施する。
消費生活センター	訪問販売や架空請求など、消費生活に関する苦情・相談などを受ける消費生活相談員を配置した機関。市民相談センター内に設置。
商品券事業	地域経済の活性化を図るため、市がこれまで現金で支給していた手当や奨励金の一部を市内の加盟店で使用できる「は〜とふる商品券」で支給する事業と、磐田商工会議所・磐田市商工会が発行するプレミアム付き商品券事業へ補助する事業のこと。
初期被ばく医療機関	被ばくや汚染により放射線防護対策の対象になった方を汚染の有無にかかわらず初期診療や救急診療を行う指定された医療機関。
食育	食に関する様々な体験を通して、「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てること。
職業相談	就労・失業を問わず、職場での人間関係や労働条件などについて悩みがある方の相談を行ったり、履歴書の書き方や面接方法など、社会人の基本的なマナーなどのアドバイスを行っている。磐田市勤労者総合福祉センター（ワークピア磐田）1階の職業総合相談窓口で実施。
自立支援給付	障害者自立支援法（平成17年法律第123号）に基づく、全国統一の事業で、大きく4つ（①～④）に大別される。
①介護給付	① 自宅での入浴や排泄、食事などの介護や外出時の移動の介助の他、介護施設などでの介護、創作活動や生産活動の機会を提供するなどのサービス
②訓練等給付	② 日常生活を営めるよう、身体機能や生活能力の向上を目的とした訓練や、就職に向け必要な知識や能力の向上を目的とした訓練を行う。また、介護の必要のない障害者を対象に共同生活の場を提供し相談や援助を行う。
③補装具費の支援	③ 車いすや義足など失われた機能を補う道具（補装具）の購入や修理の際に必要な費用の支給を行う。障害の状態により対象となる補装具や支給金額は定められている。
④自立支援医療	④ 18歳未満の障害児が、生活の能力を得るために必要な医療にかかる医療費や、18歳以上の障害者の自立や社会活動への参加の促進を図るために必要な医療にかかる医療費などの支給を行う。
水源涵養	森林の土壌が雨水を貯留し、河川へ流れ込む水の量を調整することで洪水を緩和するとともに、雨水が森林土壌を通過することにより、水質を浄化する機能のこと。

用語	解説
図上訓練	地図を用いて地域で大きな災害が発生する事態を想定し、地図上に危険が予測される地帯または事態を想定して行う訓練。訓練の効果としては、事前に危険を予測できることや、避難経路、避難場所、即応性ある避難準備の徹底、地域住民や関係機関においてどのような対策や連携が必要かの検討など、参加者の間で情報共有することが可能となる。
スポーツライフ	スポーツを生活の一部と位置づけ、各年齢層や幼少年期、青年期、壮年期、老年期に合ったスポーツを取り入れた健康的な人生のこと。
スマートインターチェンジ	高速道路の本線上またはサービスエリア（SA）、パーキングエリア（PA）、バスストップ（BS）に設置されているETC専用のインターチェンジ（IC）のこと。
生活習慣病	食習慣、運動習慣、休養、喫煙、飲酒などの生活習慣の影響を受けて発症したり進行したりする病気の総称。（糖尿病、高血圧症、脂質異常症、がんなど）
製造品出荷額等	製造業における年間の製造品出荷額などのことをいい、これは、製造品の出荷額に加え、加工賃収入額、その他収入額及び製造工程から出た「くず」及び廃物の出荷額の合計であり、消費税等内国消費税額を含んだ額。
セクシュアル・ハラスメント	一般に「セクハラ」と略して使われている。相手の意に反した、相手にとって不快な性的な性質の言動のことで、性的な嫌がらせや性的脅かしのこと。自分の持つ権限を背景に性的な関係を相手に迫ることや、性的な言動によって相手の生活環境を悪化させることをいう。職場だけでなく教育機関でも問題となっている。
総合型地域スポーツクラブ	日本における生涯スポーツ社会の実現を掲げて、平成7年より文部科学省が実施するスポーツ振興施策の1つで、幅広い世代の人々が、各自の興味関心・競技レベルに合わせて、さまざまなスポーツに触れる機会を提供する、地域密着型のスポーツクラブのこと。

た 行

用語	解説
第1号被保険者（介護保険）	介護保険は、満40歳以上の方すべてが被保険者となる。65歳以上の方は、第1号被保険者。40～64歳の方が第2号被保険者となる。
多文化共生	国籍や民族など異なる人々がお互いの文化的違いを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていくこと。
男女共同参画	男女が性別による社会的役割に縛られることなく、男女が対等な構成員として社会に参加すること。従来の「男は仕事、女は家庭」という固定観念に固執することなく、個人としての社会参加が尊重される。
地域医療連携	それぞれの医療機関の機能を有効利用するために、病院と診療所、あるいは病院同士が連携し、患者に効率的で適切な医療を提供する連携のこと。
地域生活支援事業	サービス内容は、下記6つの必須事業の他、利用者のニーズを踏まえ、地域の実情に合わせた独自のサービスを行っている。
①相談支援事業	① 障害者やその家族などからの相談に応じ、必要な情報提供や援助を行う。
②成年後見制度利用支援事業	② 成年後見制度の利用が有効と認められる知的・精神障害者に対して、制度の利用支援を行う。
③コミュニケーション支援事業	③ 意思疎通を図ることに支障がある方のために、手話通訳者や要約筆記者の派遣や点訳、音声訳などによる支援を行う。
④移動支援事業	④ 屋外での移動が困難な障害がある方について、外出するための支援を行う。
⑤地域活動支援センター	⑤ 創作的活動や生産活動の機会を提供し、障害者と社会との交流を図る。
⑥日常生活用具給付等事業	⑥ 障害がある方が、日常生活を送る上で必要な生活用具の給付を行う。
地域福祉コミュニティ	地域住民が地域福祉向上のために行う福祉施策や事業、活動を重視した福祉型の地域共同体のこと。住民参加に基づく公私協働によって推進し、地域の組織化へ発展していく。
地域包括ケアシステム	高齢者が、可能な限り、住み慣れた地域で継続して生活できるよう、医療、介護、生活支援サービスなどを包括的及び継続的に支援を行う仕組み。
地域包括支援センター	高齢者の総合相談窓口として、保健、福祉、医療の連携、虐待防止、介護予防マネジメントなどを総合的に行う機関で、センターには保健師、社会福祉士、主任ケアマネジャーなどが配置され、各種相談や介護予防のケアプラン作成などに応じている。

用語	解説
地域防災計画	災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、市民の生命、財産を災害から守るための対策を実施することを目的とし、災害に係わる事務または業務に関し、関係機関及び団体の協力を得て、総合的かつ計画的な対策を定めた計画のこと。市長を会長とする防災会議で決定する。
地域密着型サービス	介護保険サービスのうち、認知症グループホームなど、比較的小規模で身近な施設として、市内居住の方のみ利用することができるサービスのこと。
チャレンジショップ事業	学生等が空き店舗を使ってショップ運営を体験することで、若者の起業に対する可能性を支援するとともに、話題性や集客を創出し、将来の商業振興へとつなげていく事業。
地球温暖化対策実行計画	地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）第8条に基づき、事業者である市の施設などから排出される温室効果ガス（特に二酸化炭素）排出量の削減を目指し、具体的な施策を実施するために策定した計画。
地区計画	良好な市街地の保全・形成を図ることを目的として、地区の特性にふさわしいまちづくりの目標やきめ細かなルール（道路や公園などの地区施設の配置、建築物の用途・形態の制限など）を住民の意向を反映させ定める、都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づくまちづくりの手法。
地区社会福祉協議会	市内の地域福祉課題に取り組むため、概ね小学校区を単位としてボランティアなど各種団体が協働して運営する組織。
治山事業	森林の維持造成を通じて山地に起因する災害から住民の生命・財産を保全するための山腹工事、生育状況が芳しくない森林の整備、崩壊斜面上の土留、崩壊斜面に面した溪流の縦横断浸食を防止する治山ダム（谷止工）などの構造物の設置を行う事業。こうした構造物は、森林の形成に寄与しつつ、下流への過剰な土砂流出を抑制するため防災施設としても位置づけられる。
地産地消	地元で採れた生産物を地元で消費すること。
地籍調査	一筆ごとの土地の所有者・地番・地目を調査し、境界の位置と面積を測量する調査のこと。
地方分権	地方公共団体が独自の判断で行政を推進することができるように、国から地方に権限や財源を移すこと。
着地型観光	旅行者を受け入れるため側の地域（着地）側が、その地域でおすすめの観光資源を基にした旅行商品や体験プログラムを企画・運営する観光の形態。
中遠広域事務組合	不燃性ごみ処理施設及び一般廃棄物最終処分場の設置、管理及び運営に関する事務を共同処理する事務組合。構成団体は、磐田市、袋井市、森町。
町史（福田・竜洋）	竜洋町史編さんは完了。現在は、福田町史の編さん中。
長寿命化	公共施設の効率的・効果的な補修・保全を行うことにより施設を長く良好な状態に保てるようにすること。
長寿命化計画	従来型の事後的な修繕から予防的な修繕などを実施することにより、施設の長期間の使用を可能にし、加えて修繕などの大規模化及び高コスト化を回避することで、建物の建設から維持管理・廃止までに係る費用を抑制するための計画。
DV（ドメスティック・バイオレンス）	配偶者間や恋人等、通常「親密」であると考えられている男女間で起こる身体的・精神的暴力をいい、これが引き起こす家族や親族への身体的・精神的暴力も含む。
デジタルデバイド	情報格差のこと。ここでは、主に、高速なブロードバンドサービスが提供されるようになったが、サービスが「利用できる地区」と「利用できない地区」との情報アクセスへの格差のこと。
デマンド型乗合タクシー	利用者それぞれの希望時間帯、乗車場所などの要望（デマンド）に応えるタクシー。予約により、乗車場所、目的地まで向かう。乗り合いなので、ほかにも同じ便に予約した人がいれば道順に回って目的地まで運行する。なお、乗車場所、目的地をあらかじめ定めることにより、一般タクシーと区別を図る。
特別支援教育	従来の特殊教育の対象である障害だけでなく、高機能自閉症などを含めて障害のある児童・生徒の自立や社会参加に向けて、一人ひとりの教育的ニーズを把握して、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善、または克服するために、適切な教育や指導を通じて必要な支援を行うもの。
都市計画道路	都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づいて、あらかじめ位置・ルート・幅員などが決められた、都市の骨格となり、まちづくりに大きく関わる道路のこと。
都市計画マスタープラン	道路、公園、河川・下水道、防災、景観、住宅などの分野別まちづくり計画の市の指針となる基本的な計画のこと。策定時から20年後の将来のまちづくりについて、目標や将来像を定めたもの。
都市公園	都市公園法（昭和31年法律第79号）に基づき、地方公共団体または国が都市計画区域内に設置する公園または緑地のこと。
土地区画整理事業	都市計画区域（都市の健全な発展と秩序ある整備を図るため、一体の都市として整備、開発、保全する必要がある区域のこと）内の土地について、良好な市街地形成及び宅地利用の増進を図るため、土地の区画形成を整えるとともに、土地の活用に必要道路や公園などの公共施設の整備改善を図る事業。

用語	解説
トップセールス	市内の産業や特産物などを全国にアピールするために、市長が自ら率先して宣伝・販売するといったPR活動を行うこと。

な 行

用語	解説
認定農業者	農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）に基づき、農業経営の規模拡大や生産方式の合理化など、将来の農業経営の改善計画を掲げた「農業経営改善計画」を作成し、市長の認定を受けた農業者のこと。認定農業者に対しては、低利資金の融資・税制の特例などの優遇措置がある。
農業集落排水	農業用水の水質保全のため、農業集落におけるし尿、生活雑排水などの汚水、汚泥を処理する施設。農地や農業用水路に汚れた水が流れ込むのを防ぎ、また、生活環境を向上させるとともに、公共用水域の水質保全を図ることを目的としている。

は 行

用語	解説
バイオマス	エネルギー資源として利用できる生物体（植物、動物など）のこと。バイオマスのエネルギーの利用としては、燃焼して発電を行うほか、アルコール発酵、メタン発酵などによる燃料化やユーカリなどの炭化水素を含む植物から石油成分を抽出する方法などがある。
ハザードマップ	自然災害による被害を予測し、その被害範囲を地図化したもの。予測される災害の発生地点、被害の拡大範囲及び被害程度、さらには避難経路、避難場所などの情報が既存の地図上に図示されている。
バリアフリー	高齢者や障害者などが社会生活をしていく上で障壁（バリア）となるものを除去するという意味。今日では、より広い意味に受け止められ、社会的、制度的、心理的などすべての障害の除去という意味でも用いられる。
光ファイバ網	従来の電話回線網に換えて整備されつつある回線網を指す。従来の回線網は銅線を使っていたが、これを光でデータを送る光ファイバに換えることで、一度に多くのデータを送れるのが最大の利点。
ファミリーサポートセンター	地域において育児の援助を受けたい人（依頼会員）と行いたい人（援助会員）が会員となり、育児について助け合う会員組織。
風致地区	自然的要素に富んだ良好な景観を形成しており、都市の土地利用計画上、また都市環境の保全を図るため、風致の維持を図ることが必要な地区であって、「地域地区」のひとつとして市町村が都市計画に定めた地区（都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条）。風致地区内の建築制限などの規制内容は、各自治体の条例に委ねられている。
普通救命講習	市民に心肺蘇生法などの応急手当を普及させ救命率の向上を図るため、中学生以上の磐田市民並びに磐田市内の事業所などに従事する方を対象に、心肺蘇生法、AEDの取り扱い方、異物除去法、止血法の実技及び講義を3時間で実施する講習。
ブロードバンドサービス	「ブロードバンド」とは、broad（広い）とband（帯域）の複合語。データをやりとりするための道幅が広いという意味で、光ファイバに代表される高速通信回線を意味する。電気通信事業者等が提供する高速通信回線を使用したサービスのこと。
ふるさと先生制度	市費により市単独の教員を雇用し、国の標準法で定められる40人学級よりも少ない35人学級を構成する制度。平成23年度現在、市内小中学校において全学年で35人学級を実施。
ベッコウトンボ	国内希少野生動植物種に指定されているトンボ。ベッコウトンボは、桶ヶ谷沼を代表するトンボで、桶ヶ谷沼は、本州で最東端のベッコウトンボ生息地であり、国内では唯一の安定した多産地といわれている。
HbA1c（ヘモグロビンエイワンシー）	過去2か月前後の血糖値の平均を反映する。長期の血糖コントロールの指標として重要。HbA1c値の表記は、国や地域により異なるが、今回は日本糖尿病学会によるJDS法に基づく値で記載している。

用語	解説
保安林	水源涵養、土砂崩壊などの災害の防備、生活環境の保全などの特定の公共目的のために必要な森林を、農林水産大臣または都道府県知事が指定した森林。保安林においては、その保全と適切な施業の実施による保安機能の確保のため、森林所有者に作為、不作為の義務が課せられている。また、一方で私権制限の程度に応じて租税の減免などの措置が講じられている。
防火管理者	防火対象物において、消防用設備の点検整備や消防訓練の実施その他の防火管理上必要な業務を行う者。消防計画を作成、届出し、その計画に基づき、防火管理の実施、自衛消防訓練の実施、収容人員の管理、消防用設備などの点検を行い、その結果を消防長または消防署長に報告しなければならない。
放課後子ども教室	安全・安心な活動場所として、学年の異なる児童や地域の大人と交流する場を確保し、学校の空き教室や校庭を活用して、勉強、スポーツ、文化活動を通して、世代を超えた交流を行う事業。
放課後児童クラブ	保護者が労働などにより昼間家庭にいない、概ね10歳未満の児童に対し、放課後や長期休暇中、保護者に代わって保育を行う施設で、市や社会福祉法人などが学校の余剰教室や児童館などを利用して実施するもの。
防火対象物	火災予防を行う必要がある建築物のこと。防火対象物の種類（用途区分）が消防法施行令（昭和36年政令第37号）に規定されており、特定防火対象物と非特定防火対象物に分けて、防火管理を行わなければならない（防火管理者を選任する）条件が定められている。
(仮称) 防災センター	災害対策本部を常設し、執務室を併設する施設のこと。
防災行政ラジオ	FM/AM放送のほかに、市の防災行政無線放送（スピーカーで流れる放送）を受信すること（強制割込機能）ができるラジオ。このため、台風の接近など風雨が強い場合に、自宅で雨戸を閉めている状態でも聴くことができる。電源はコンセントから取れるが、非常時には乾電池を使用する。
防潮堤	台風などによる大波や高潮、津波の被害を防ぐ堤防のこと。より正確には、高潮による災害を防止するため設置された堤体、壁体、水門などの構造物、及び護岸、取付道路などの附属物をいう。
ホールなど	磐田市民文化会館、磐田市立福田公民館ホール、磐田市立竜洋公民館いさだホール、磐田市アミューズ豊田ゆやホール、磐田市豊岡研修会館を指す。
ホーンアレイスピーカー	スピーカーを4つ縦に並べることで、従来のスピーカーより約2倍の伝達能力があるといわれている最新型スピーカー。

ま 行

用語	解説
マイバッグ	レジ袋など容器包装廃棄物の発生抑制を図るため、買い物に行く際に繰り返し利用できるバッグのこと。
まち美化パートナー（制度）	身近な公共空間である道路、河川、公園など公共施設の清掃や管理を、市民と行政とのパートナーシップ（協働）で行う制度のこと。
緑のカーテン事業	植物を建物の外側に生育させることにより、建築物の温度上昇抑制を図る省エネルギー手法。生きている植物（アサガオやゴーヤなどのつる植物）を使用することにより、気化熱による継続的な温度抑制が期待できる緑のカーテンが利用されている。家庭をはじめ学校や公的機関でも用いられている。
緑の基本計画	都市公園の整備など都市計画に基づく緑地の保全だけでなく、それ以外の公共施設や民有地の緑化、普及啓発活動までの幅広い総合的な指針。（正式名称は、緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画）
民営化	これまで地方公共団体が主体となっていた業務を廃止して、その業務の運営主体を民間事業者などへ変えること。
メガソーラー（大規模太陽光発電所）	電力会社などによる出力1,000キロワット（1メガワット）以上の大規模太陽光発電所のこと。
メンタルヘルス	心の健康のこと。

や 行

用語	解説
ヤング草莽塾	将来のまちづくりを担う人材を育成するとともに、高校生の柔軟な発想を市政に生かし、高校生のまちづくりへの参加意識の高揚を図るため、行政課題の解決策などを研究・検討し、企画書の作成・提案にグループで取り組んでもらう事業。対象は、市内の高等学校に通学する生徒。草莽（そうもう）塾の名前の由来は、吉田松陰が松下村塾で塾生に教えた言葉である「草莽崛起（そうもうくつき）」に由来する。「在野の人よ、立ち上がれ」という意味。
遊休地	市が所有する土地のうち、利用されていないまたは利用頻度が低く、かつ、利用予定のない土地のこと。
養浜	浸食された海岸あるいは利用要請のある海岸に、人工的に砂を供給して海浜の造成を行うこと。防災や観光地の維持保全の目的で行われる。

ら 行

用語	解説
ライフライン	電気・水道・ガスなどの供給システムのこと。（通信システムや鉄道なども含まれることもある。）
離岸堤	海岸の沖合に、海岸線にほぼ平行に設置される堤防状の構造物。沖合の波の力を弱めて浜に砂を貯えて、浸食防止や海浜造成を図ることを目的に設置される。
流域下水道	市町村の枠を越え、複数の市町村の区域の下水を処理する施設。天竜川左岸流域下水道は、污水幹線管渠と終末処理場の施設を静岡県が設置・管理をしているが、合併10年後には磐田市へ移管される。
療育	障害のある児童に対して、医学的治療だけでなく、教育その他の諸科学を駆使して、能力や可能性の開発を図ること。
緑地保全地域	里地・里山など都市近郊の比較的大規模な緑地において、比較的緩やかな行為の規制により、一定の土地利用との調和を図りながら保全する制度。無秩序な市街化の防止または公害若しくは災害の防止のため適正に保全する必要があるものや地域住民の健全な生活環境を確保するため適正に保全する必要があるものを対象として、都市計画法（昭和43年法律第100号）における地域地区として都道府県が計画決定を行う。
連携パス	患者が、急性期病院から回復期病院を経て早期に自宅に帰れるような診療計画を作成し、治療を受けるすべての医療機関で共有して用いるもの。
6次産業化	生産（第1次産業）、食品加工（第2次産業）、流通・販売（第3次産業）にも生産者が主体的・総合的に関わり合うことで高付加価値化を図り、活性化につなげていく経営方法。